(郵便番号904 - 0301) (フリガナ) サドヤマ カナメ 職 甲欄 整 理 佐渡山 要 沖縄県中頭郡読谷村座喜味2713-79 名 所 名 (生年月日 明・大野平・令 番号 55年 2月25日) 社会保険 社会保険料等 扶養親 年末調整 差 前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 支 給 算 出 税 額 総 支 給 金 額 料等の 控除後の給与 族等の による過 同上の税額につ月別還付又は微収した税額差引残高月別還付又は微収した税額差引残高 分|分|月日 控除額 徵収税額 等の金額 数 不足税額 き還付又は徴収 月 区 分 120.952円 1.790円 -3.260円 1:10 145.000円 24.048 -1.470 | 中 | 源泉控除 | 一般の象 | 特定 扶 | 老人扶養親族 | 控除対象 | 族 義親族 | 同居老親等 | その他 従たる給与か ら控除する源 [該当するものを○で] 隨害者等 令 囲んでください。 泉控除対象配 県者と控除対 者 一般の障害者 当初 当初 当初 当初 当初 本人・配・扶(〇人)象扶養親族のの 和 2:10 145,000 24,048 120,952 0 1,790 0 1,790 0 7 0 人 0 人 0 人 0 7 有·無 ·特別障害者 合 計 数 右 2 特別障害者 本人・配・扶(O人)当初 月 日 月 日 月日 月 日 月日 月 日 03 給 同居特別障害者 **の** (A D) 有・無 人 3 10 145,000 24,048 120,952 0 1,790 0 1,790 年 月日 月 日 月日 月 日 月 日 · 寡婦 月 日 月日 \ \ \ 無 3 有・無 人 人 ·勤労学生 分 金 額 額 4:10 145,000 24,040 120.960 0 1.790 0 1,790 1,740,000 円 (3) 21,480 円 料 手 当 等 給 給退 与 (4) 0 与職 5 10 145,000 24.040 120.960 1.790 1.790 所所 計 1.740.000 21.480 5 得得 給与所得控除後の給与等の金額 (9) 1.144.000 所得金額調整控除の適用 6:10 145,000 24.040 120.960 1.790 1,790 (1円未満切上げ、最高150,000円 所得金額調整控除額(※) 有・● 6 ((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0) (※ 適用有の場合は⑩に記載) 対 給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後) (11) 1.144.000 7:10 145,000 24.040 120.960 1.790 1,790 す 年 社会保 給 与 等 か ら の 控 除 分 (②+⑤) 配偶者の合計所得金額 $\widehat{(12)}$ 288,504 0円) 険料等申告による社会保険料の控除分 $\widehat{13}$ 0 る 8:10 145,000 24.040 120,960 0 1.790 0 1.790 手 旧長期損害保険料支払額 控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分 8 0 源 0 円) (15) 生命保険料の控除額 0 1,790 24,040 120,960 0 1,790 9 10 145,000 ②のうち小規模企業共済 泉 地震保険料の控除額 (16) 0 9 等掛金の金額 配偶者(特別)控除額 (17) 0 徴 0円) 10: 10 145,000 24,040 120,960 1,790 1,790 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額 (18) 0 10 ③のうち国民年金保険料 480,000 等の金額 控 額 (19) 145,000 24,040 120,960 1,790 1,790 11: 10 得控除額の合計 768,504 0円) 20 11 (12 + 13 + 14 + 15 + 16 + 17 + 18 + 19)(1,000円未満切捨て) 375.000 21) (22)差引課税給与所得金額(①-20)及び算出所得税額 18,750 12 10 145,000 24,040 120,960 0 1,790 0 1,790 12 0 (23) (特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額 18,750 24) 年調所得税額(22-23、マイナスの場合は0) ²288,5<u>04</u> (3) 1 (100円未満切捨て) 計 1,740,000 1,451,496 21,480 25) 年 税 額 (24×102.1%) 19,100 (税率 %) 差 引 超 過 額 又 は 不 足 額(25-8) 26) 2.380 賞 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 | ② 0 (税率 %) 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 | 28 0 超過額 (税率 %) 差 引 還 付 す る 金 額 (20-27-28) 29 2,380 の精算 0 同上の 本年中に還付する金額 30 (税率 %) 0 翌年において還付する金額 30 0 不足額 本年最後の給与から徴収する金額 ② 4 (5) 6 計 0 0 0 0 の精算|翌年に繰り越して徴収する金額|③ 0